

目 次

行財政改革の基本的な考え方	1
1 改革の必要性	1
2 改革の理念	1
3 改革の基本方針	1
3 - 1 簡素で効率的な行政運営	1
3 - 2 健全な財政運営	2
3 - 3 市民と協働の行政運営	2
行財政改革の推進事項と主な推進項目	3
1 簡素で効率的な行政運営	3
施策推進体制の充実	3
人材育成の推進	3
組織と職員制度の見直し	3
事務事業の改善	4
2 健全な財政運営	4
歳入の確保	4
効果的な歳出の実行	4
3 市民と協働の行政運営	5
主な推進項目の具体的方策	6
行財政改革の進め方	10
推進体制フロー図	11
取組の全体像(体系図)	12
個別課題推進計画	14
数値目標の設定及び効果額	22

行財政改革の基本的な考え方

1 改革の必要性

国、地方とも未曾有の財政逼迫が進み、構造改革、人口減少や少子高齢化などにより地域の財政がさらに縮小していくことが予測されていくなか、地方分権への対応など地方自治体の果たす役割はますます重要になってきています。

本市のような自主財源だけでは運営できない地方都市においては極めて危機的な状態に陥る危険性があるということをしっかり認識する必要があります。

この認識にたつて、早急に時代に即応した行政組織や行政サービスのあり方を再構築するとともに将来にわたる財政の健全化を図っていかねばなりません。

このようなことから、全職員が改革と問題意識を持ち、時代の潮流を十分認識しながら行財政改革を推進することが必要であります。

2 改革の理念

地方分権下における行政運営は、「自己決定」「自己責任」の原則のもと、職員は自治の担い手としての意識をしっかりと持ち、市民の安心安全を基本に行政運営を心がけるとともに、既存の行政システムをより一層効率的なものとし、市民満足度の高いサービスを提供し続けることがでる機動性の高い組織へと転換を図らなければなりません。

そのためには、自立的・主体的に施策を決定し、持続的に発展していきける強固な行財政基盤をもった自治体へ変革することを目指します。

3 改革の基本方針

3-1 簡素で効率的な行政運営

「最少の経費で最大の効果を上げる」を基本原則に組織及び運営の合理化に努め、補完性の原理に基づく市民と行政の役割を明確にし、公共性に配慮しながら民間活力を導入し市民サービスの向上や経費の節減等を図ります。

今後の行政運営にあたっては、市民の視点で職員一人ひとりがサービス精神やコスト意識を持ち、組織として徹底した目標の設定をし、成果重視の視点にたつて推進していく必要があります。又、限られた財源を有効に活用するためには、多様化する市民ニーズに対し行政の果たすべき役割は何かを検証し、事務事業の範囲を見直すなど、時代に即応した効率的な行政運営を進めます。

3-2 健全な財政運営

少子・高齢社会、景気の低迷、地方交付税や補助金等の縮減が見込まれ、税源移譲はされたものの、一般財源総額の伸びは期待できず、今後の財政状況は悪化と硬直化が予測され依然として厳しい状況にあります。また、国が進める歳出を大胆に見直す「小さな効率的な政府」は地方により自立を求めており、合併を選択しただけでは増え続ける収支不足を簡単には解消できず、将来を見据え中長期的な視点に立ち、過大な負の遺産を残さない健全財政運営に努めます。

3-3 市民と協働の行政運営

地方分権の進展や厳しい財政環境による地方自治体の権限や責任が拡大するなか、ますます多様化、複雑化する市民ニーズに対応するためには、行政の力だけでは自ずと限界があり市民との協働社会の構築が急務であります。そのためには、行政情報を積極的に開示するとともに職員の意識改革を進め、市民と行政が対等の立場で役割分担を行い、強い信頼関係を築き協働の「まちづくり」を推進します。

行財政改革の推進事項と主な推進項目

1 簡素で効率的な行政運営

施策推進体制の充実

施策や事業の執行については、常に適正な成果を生むため事前に目標を設定し、その成果を検証、さらに改善へと結びつけていく、PDCA サイクル(Plan 計画 Do 実行 Check 検証 Action 改善)の手法を構築します。又、市民満足度を高めるため市民の視点による評価の仕組みを取り入れていきます。

【主な推進項目】

- 行政評価システム等の導入及び活用
- 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用
- 広報広聴機能の充実

人材育成の推進

自立した責任ある行政運営を推進するためには、適切な研修体系のもと個々の職員の能力を最大限に発揮できるよう自己啓発型、実践型の研修を実施し、地方分権時代の担い手にふさわしい職員を育成します。

【主な推進項目】

- 職員意識の向上
- メンタルヘルス対策の推進
- 接遇研修の実施
- 適正な人事制度の推進

組織と職員制度の見直し

厳しい財政状況や社会情勢の変化等を踏まえ事務事業の見直しや業務の外部委託を行い、職員数についても、具体的な数値目標を定め抑制を図り総体的に組織の縮小に努め、時代に即した簡素で効率的な組織・機構への改革を進めます。又、給与についても、公務員制度改革等を注視しながら市民の理解が得られる給与制度の整備を行ないます。

【主な推進項目】

- 組織・機構の見直し
- 定員適正化
- 民間活力の導入
- 職員給与等制度の見直し

事務事業の改善

厳しい財政状況の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、緊要度の高いものを選別し、効率的な事務の実施を図るとともに、市民サービス向上の観点から事務事業の簡素、効率化を進めます。

【主な推進項目】

事務事業の見直し及び統廃合
各種協議会への参画及び負担金の見直し
I C Tを活用した行政の推進

2 健全な財政運営

歳入の確保

健全な財政運営のためには、歳出の削減だけでなく、歳入の確保も重要です。

今後、地方分権の進展により地方税の比重が高まることが予想されるなか、市税等の徴収率の一層の向上に努めるほか、受益者負担の適正化に努めます。

【主な推進項目】

遊休財産の有効活用又は売却
収納率の向上及び滞納整理
受益者負担の適正化

効果的な歳出の実行

今後、本市を取り巻く財政状況はますます厳しさが増すことが想定されます。限られた財源を効果的に活用するためには、徹底したコスト意識のもと効率や成果を重視した財政運営を進めメリハリのきいた弾力的な財政構造を確立します。

【主な推進項目】

公債費等の適正化
補助金の見直し
公営企業等の経営健全化
第3セクターの見直し

3 市民と協働の行政運営

地方分権の推進により地方自治体の権限や責任が拡大するなか、ますます多様化、高度化する市民ニーズに対応するためには、行政だけでは自ずと限界があります。自助、共助、公助の原則のもと地域自治組織や各種団体等との新たなパートナーシップを確立し、市民参加による「まちづくり」を進めます。

【主な推進項目】

自治基本条例(仮称)の策定

自治組織の整備

市民参加による「まちづくり」の推進

男女共同参画の推進

主な推進項目の具体的方策

1. 簡素で効率的な行政運営

施策推進体制の充実

・行政評価システム等の導入及び活用

効果的・効率的な行政運営のツールとして「行政評価システム」の導入を進め、事務事業評価、施策評価、外部評価の段階的な導入に取り組む。

・情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用

市政の説明責任を果たし、開かれた市政の推進を図るとともに、情報公開条例、個人情報保護条例の適正運用に努める。

・広報広聴機能の充実

市民の意見を市政に反映させるため、「まちづくり懇談会」や「出前トーク」「電子行政相談」などを活用し、市民との意見交換や要望など、多様化する市民ニーズの的確な把握に努める。

人材育成の推進

・職員意識の向上

人材育成基本計画を策定し、人材育成及び政策形成能力や法務能力等のレベルアップのため、実効性のある研修を計画的に実施し、職員研修の充実を図る。

・メンタルヘルス対策の推進

心の病を未然に防止するため、職員自身に対する健康管理の意識啓発や課長職の研修を充実し、総合的なメンタルヘルス対策を推進する。

・接遇研修の実施

窓口における市民等への対応の一層の改善を図るため、接遇研修や職場ぐるみでの改善を図る。

・適正な人事制度の推進

市民感覚の醸成、幅広い業務への適応力の育成、更には業務適性の把握を目的として採用後10年を目途に、市民と直接接する業務を含めた複数の職場を経験できるよう配置する。

組織と職員制度の見直し

・組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう従来の組織・機構にとらわれることなく見直し、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構を検討する。

・定員適正化

定員適正化については、社会経済情勢の変化を踏まえて、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら取り組みます。

又、定員管理にあたっては、合併後の組織・機構の見直し、事務事業の効率化、民間活力の導入などを積極的に進め合併時に協議された職員数の考え方を基本に類似団体別職員数も参考とし定員適正化計画を策定する。

・民間活力の導入

公共サービスは、行政だけで担うのではなく、民間の知識や技術、経済性などを生かし効率的かつ効果的にサービスを提供できる業務については、積極的に民間委託を推進し、施設の管理運営についても、指定管理者制度の活用を積極的に推進する。

・職員給与等制度の見直し

給与等については、公務員制度改革等を注視しながら、市の財政事情等を考慮し、給与等制度全般の見直しを進める。

事務事業の改善

・事務事業の見直し及び統廃合

行政サービスの実施については、市民ニーズを再確認した上で、所期の目的を達成している事務事業や成果が希薄なものについては、廃止・縮小を検討します。又、一層効果的な事務事業とするため、事務事業そのものの再編・統合及び実施方法の見直しを図る。

・各種協議会への参画及び負担金の見直し

市が加入している各種協議会や団体などについて、脱会も視野に入れて加入意義を再検討するとともに、一部事務組合も含めて負担金の見直しを図る。

・ICTを活用した行政の推進

行政サービスの向上は、ICT(情報通信技術)が極めて有効な手段であることから、セキュリティに十分配慮し、組織相互間の横断的な連携により、類似・関連した業務の調整による効率化を図り、市民の立場に立った高度な行政サービスの実現に取り組む。

2. 健全な財政運営

歳入の確保

・遊休財産の有効活用又は売却

普通財産については、総合計画との整合性等を図り、将来の行政執行上保有しておく必要がある場合、又は財産運営上からみて保有が必要である場合を除いて、遊休地、貸付地等で処分可能なものは積極的な処分に努める。

・収納率の向上及び滞納整理

自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、課税客体的確な把握や収入未済額、不納欠損の取り扱いについて適正化を図り、市税をはじめ国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料、その他使用料も含め具体的な数値目標を設定し収納率の向上を図る。

・受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図るため、受益と負担の均衡を確保する観点に立ち、使用料、手数料等のすべての料金について、公平性の原則に立ち見直しを図る。又、新たに受益者負担を求めることが適当な事業については適正な料金設定を検討する。

効果的な歳出の実行

・公債費等の適正化

今後、財政構造が硬直化することが予測されるなか、公債費の増加は財政運営に大きな負担となります。新規発行債については、後年度の財政負担を正確に把握し適正な発行規模に努め、既発行債は借入先、利率、償還年数、償還額等を正確に把握し、借換債の発行を推進するなど平準化に努める。

・補助金の見直し

補助金については、緊急度や必要度、行政効果などを分析し、廃止、削減、統合、終期の設定などを図る。

・公営企業等の経営健全化

特別会計を含む公営企業等については、一部業務委託等を行い合理化を進めているが、より一層の健全化に向けて「事業経営改善計画」などを策定し事務事業の見直しや経費節減となる民間委託などを推進し、早期に経営の安定を図る。

・第3セクターの見直し

第3セクターは、その時代の要請を受け設立されたものであり、公共サービスの提供主体のひとつとして役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化により大変厳しい状況となっています。今後、その役割等を再検討し必要な整理や統合を検討する。

3 . 市民と協働の行政運営

・自治基本条例(仮称)の策定

地方分権下の時代において、地方自治体は、自己決定・自己責任に基づく分権型社会への移行が本格化しており、自主自律の自治体運営に必要な基本的な理念や仕組みを具体的な最高規範として条例化を図る。

・自治組織の整備

「地域のことは地域で考え、地域で決定する」を基本として個性的な活力ある地域社会を再構築し、地域の特性や多様さに合わせた地域自治区を整備する。

・市民参加による「まちづくり」の推進

市民と行政のパートナーシップのもと、地方分権時代にふさわしい地域の特性を生かした「まちづくり」を行うため、積極的に市政情報を提供し市民との情報を共有するとともに、まちづくり活動を実践する市民団体や町内会等への支援を行い市民との協働による行政運営を推進する。

・男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性を十分に発揮することが出来る社会の実現にむけ様々な施策を推進する。

行財政改革の進め方

1 取組み期間

本推進計画は、平成18年度から平成23年度までの6か年間とし、行財政改革を不断の取組みとするために、期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

2 推進体制

1) 行財政改革推進委員会

副市長（名寄庁舎）を委員長、副市長（風連庁舎）と教育長を副委員長とし、委員は、部長職、次長職をもって構成し、行財政改革の実行主体となり進行管理を行う。

2) 行財政改革実施委員会

総務部長を委員長とし、委員は、課長職とする。委員会の構成にあたっては各部、課長職の均衡を考慮し指定する。実施委員は、推進項目の調査・研究を行う。

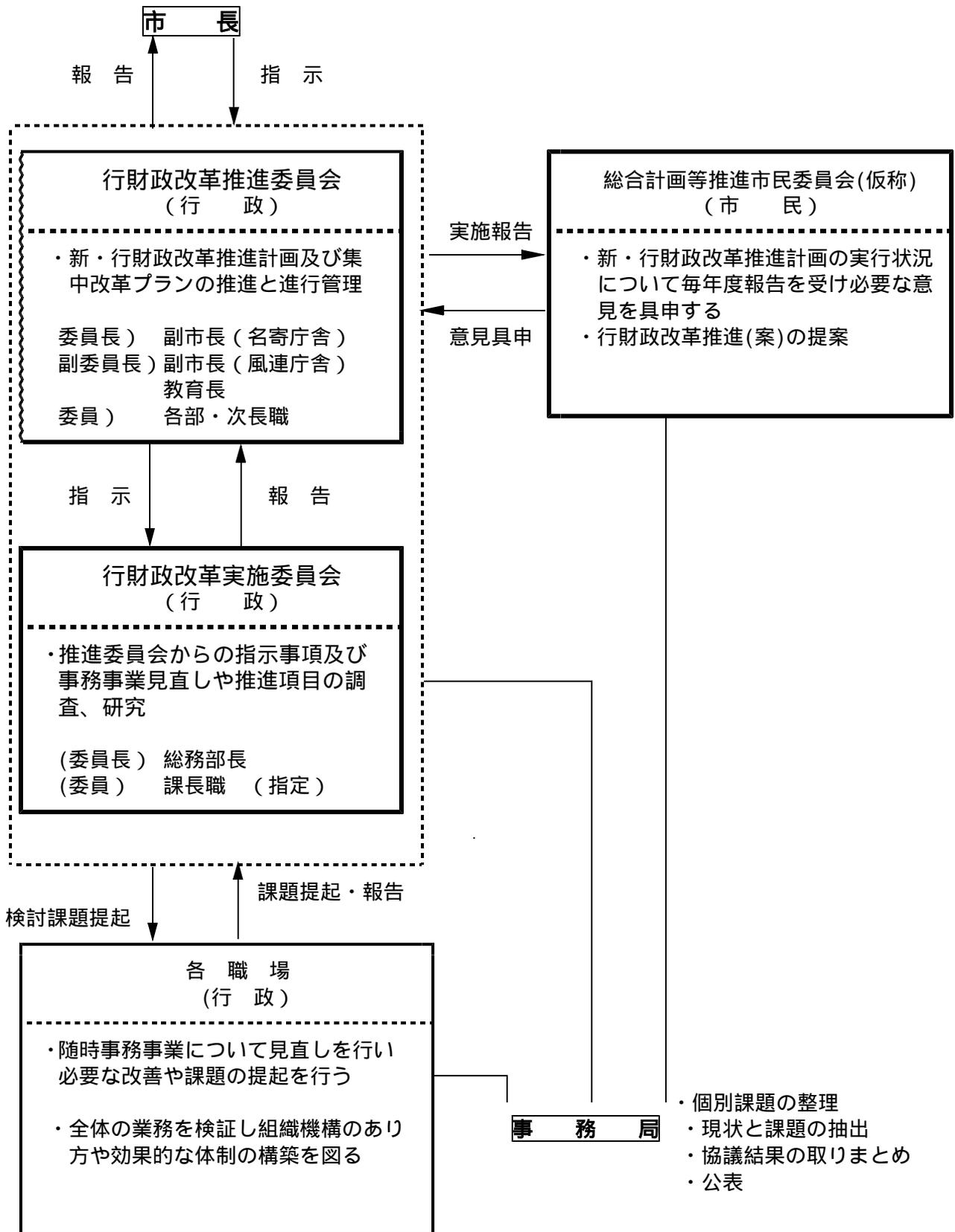
3 「集中改革プラン」の策定

総務省指針に定める「集中改革プラン」の各項目については、本推進計画に含めて策定している。

4 市民への公表

本行財政改革推進計画は、ポータルサイト・広報紙などで公表する。

推進体制フロー図



取組の全体像（体系図）

基本方針

< 推進事項 >

< 主な推進項目 >

1. 簡素で効率的な行政運営

施策推進体制の充実

- 行政評価システム等の導入及び活用

事務事業評価の充実

施策評価の導入

外部評価の導入

パブリックコメント制度の検討

- 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用

情報公開条例の適正な運用

個人情報保護条例の適正な運用

- ・ 広報広聴機能の充実

広報広聴機能の充実

人材育成の推進

- 職員意識の向上

人材育成基本計画の策定

公務員倫理の徹底

コスト意識の徹底

職員提案制度の検討

職員研修の充実

- ・ メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策の推進

- ・ 接遇研修の実施

接遇マニュアルの実践及び研修の実施

窓口手続きの簡素化・迅速化・サービスの向上

- ・ 適正な人事制度の推進

人事評価制度の検討

人事異動希望制度の推進

組織と職員制度の見直し

- ・ 組織・機構の見直し

組織・機構の簡素合理化の推進

学校給食センターの統合

小・中学校の再編・統合

- ・ 定員適正化

定員適正化計画の策定

事務量に応じた適正な人事配置の実施指定管理者制度の活用

- ・ 民間活力の導入

施設の管理・業務の民間委託の推進

公共サービス改革法による官民競

争・民間競争入札の導入検討

- ・ 学校給食センターの業務委託
- ・ 女性児童センターの管理委託
- ・ 図書館の管理運営委託
- ・ 認定こども園制度の導入促進
- ・ 北国博物館の管理委託
- ・ 下水処理場の民間委託
- ・ 市民会館の民間委託
- ・ 風連地区スキー場の民間委託及び廃
- ・ 風連地区除雪業務の民間委託
- ・ しらかばハイツの民営化

・民間活力の導入

- ・風連地区集会施設の地域による自主管理運営方式への移行
- ・風連海洋センター及び周辺体育施設の民間委託
- ・水道事業の業務委託

・職員給与等制度の見直し

- 給与の見直し
- 諸手当の見直し
- 時間外勤務の縮減

事務事業の改善

・事務事業の見直し及び統廃合

- 事務事業の見直し・廃止・縮小の検討
- 窓口ワンストップサービスの検討
- 施設カルテの作成
- 広域行政の推進
- 各種公共的団体等の統合

・各種協議会への参画及び負担金
の見直し

- 各種協議会への参画及び負担金の見直し

・ICTを活用した行政の推進

- 電子申請・届出の導入

2. 健全な財政運営

歳入の確保

・遊休財産の有効活用又は売却

- 伐期時期市有林の計画的売却
- 遊休資産(未利用地)の処分及び活用
- 公共物等への有料広告の掲載

・収納率の向上及び滞納整理

- 市税等、各種使用料等の徴収体制の強化
- 市税等、各種使用料等納付方法の拡大
- 悪質滞納者への対応強化
- 新たな税と適正な税負担のあり方の検討

・受益者負担の適正化

- 無料施設有料化の検討
- 有料施設の使用料見直し
- 手数料の見直し

効果的な歳出の実行

・公債費等の適正化

- 公債費負担適正化計画の推進

・補助金の見直し

- 補助金の終期の設定
- 補助金の減額・廃止の検討
- 運営補助から事業補助への切替検討

・公営企業等の経営健全化

- 病院事業の経営健全化推進
- 水道事業の経営健全化推進
- 下水道事業の経営健全化推進

・第3セクターの見直し

- (株)ふうれん望湖台振興公社の健全化
- (株)名寄振興公社の健全化

3. 市民と協働の行政運営

・自治基本条例(仮称)の策定

- 自治基本条例(仮称)の策定

・自治組織の整備

- 地域自治区の整備
- 風連地区行政区制度の見直し

・市民参加による「まちづくり」
の推進

- ボランティア制度の導入検討
- 市民団体(町内会含む)等及びNPOとの連携強化

・男女共同参画の推進

- 市政への女性参加の推進

個別課題推進計画

1 簡素で効率的な行政運営

実施 一部実施 調査検討 継続

施策推進体制の充実

推進項目	行政評価システム等の導入及び活用
------	------------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
1	事務事業評価の充実	既存事業の必要性・有効性及び目標達成度について検証・評価を行い、これに基づき各部署が主体的、継続的に事務事業の改善、見直しを図る。							企画課
2	施策評価の導入	事務事業の選択や重点化を図るため、施策を構成する事務事業の優先度を明らかにする施策評価を導入する。							企画課
3	外部評価の導入	評価の客観性・信頼性を確保するため、第三者による外部評価制度を導入する。							企画課
4	パブリックコメント制度の検討	政策等の策定に当たって、積極的な市民の行政運営への参加が求められている、市民生活にかかわる施策等の決定に際し、市民の意見を反映させるための機会を設ける必要があることから条例を整備し当該制度を導入を図る。							企画課

推進項目	情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用
------	------------------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
5	情報公開条例の適正な運用	情報公開の実施状況の公表を行うとともに、行政情報について、広報やポータルサイト等を活用し積極的な情報提供に努める。							総務課
6	個人情報保護条例の適正な運用	市が保有する個人情報の適切な取扱いを確保し、個人情報に関する開示、訂正及び利用停止の請求権を保障することで、個人の権利利益の保護を図るとともに個人情報保護の重要性について市民の認識向上に努める。							総務課

推進項目	広報広聴機能の充実
------	-----------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
7	広報広聴機能の充実	市民と行政の情報の共有化を図るため、印刷物をはじめとする各広報媒体の機能、あり方等を検討を行う。又、市のポータルサイトやまちづくり懇談会、出前トークなどの一層の活用を図るとともに、新たな広聴機会の創出に取組み、適時適切な広報広聴活動をより効果的、効率的に実施する。							企画課 地域振興課 風連地区振興課

人材育成の推進

推進項目	職員意識の向上
------	---------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
8	人材育成基本計画の策定	分権型社会に対応できる総合的な人材育成を推進するため、目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本計画を策定し、速やかに実施する。							職員・研修担当
9	公務員倫理の徹底	市職員は市民の奉仕者であり、その職務は市民から負託された公務であることを充分認識し、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため市職員倫理規程の周知徹底を図る。							職員・研修担当
10	コスト意識の徹底	全庁的な経費削減への啓発を実施し、職員のコスト意識の徹を図る。							職員・研修担当
11	職員提案制度の検討	意欲ある職員の意見を施策に反映させることができる制度の導入を図る。							職員・研修担当
12	職員研修の充実	人材育成基本方針に基づき、自主研修やグループ研修を含めた研修計画を策定し、職員研修の充実を図る。							職員・研修担当

推進項目	メンタルヘルス対策の推進
------	--------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
13	メンタルヘルス対策の推進	心の病を事前に防止するため、職員自身に対する健康管理の意識啓発や職員研修を実施する。加えて、相談窓口の設置や長期療養者の円滑な復職を支援するため総合的な対策を図る。							総務課 職員・研修担当

推進項目	接遇研修の実施
------	---------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
14	接遇マニュアルの実践及び研修の実施	接遇マニュアルの実践及び研修の実施により、応接態度の改善や親切でわかりやすい情報の提供を図る。							全課 職員・研修担当
15	窓口手続きの簡素化・迅速化・サービスの向上	各種届出・申請用紙の簡素化・統合化の検討を行う。窓口業務のマニュアル化を実施し、業務ノウハウの標準化と共有により総合窓口化を推進し窓口業務の迅速な対応を図る。又、市民の利便性を向上させるため、市民の視点に立ったサービス提供を検討する。							窓口所管課

推進項目	適正な人事制度の推進
------	------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
16	人事評価制度の検討	職員能力の向上、職員士気の向上、組織の活性化を図るため、公平性・透明性・納得性の高い人事評価制度の構築・導入に取り組む。							総務課 職員・研修担当
17	人事異動希望制度の推進	人事異動希望制度を活用し、職員個々の能力・資質に基づいた適材適所の職員配置を図る。							総務課

組織と職員制度の見直し

		推進項目	組織・機構の見直し						
番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
18	組織・機構の簡素合理化の推進	合併後の組織・機構全般の再点検を行い、新たな行政課題や市民のニーズに対応できる業務執行体制を検討する。							全庁 総務課
19	学校給食センターの統合	合併協議に基づき統合を図るとともに、運営組織、職員配置、配送方法等については早期に調整を図る。							学校給食センター
20	小・中学校の再編・統合	児童生徒数の動向により適正で計画的な学校配置を目指す。							学校教育課 施設整備担当

		推進項目	定員適正化					
--	--	------	-------	--	--	--	--	--

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課																														
21	定員適正化計画の策定	<p>平成18年度から平成23年度までの6年間について定員適正化計画を策定し、職員数の抑制を図る。 職員数(病院を除く)は、平成18年4月1日から平成23年4月1日までに、55人削減予定。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">平成18年4月1日現在 552人</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">平成23年4月1日 497人(予定)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">職員数</td> <td style="text-align: center;">削減数</td> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">職員数</td> <td style="text-align: center;">削減数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">543人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">504人</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">523人</td> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">497人</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">514人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(平成18年度実施済 8人)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">職員数(各年4月1日)</p>	平成18年4月1日現在 552人			平成23年4月1日 497人(予定)			年度	職員数	削減数	年度	職員数	削減数	19	543人	9人	22	504人	10人	20	523人	20人	23	497人	7人	21	514人	9人	(平成18年度実施済 8人)									総務課 職員・研修担当
平成18年4月1日現在 552人			平成23年4月1日 497人(予定)																																				
年度	職員数	削減数	年度	職員数	削減数																																		
19	543人	9人	22	504人	10人																																		
20	523人	20人	23	497人	7人																																		
21	514人	9人	(平成18年度実施済 8人)																																				
22	事務量に応じた適正な人事配置の実施	両庁舎の事務量を調査・分析を行い、客観的な定員モデルに基づき、業務の質・量に応じた適正な人員配置を図る。							総務課																														

		推進項目	民間活力の導入					
--	--	------	---------	--	--	--	--	--

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
23	指定管理者制度の活用	既に23施設について導入済であるが、他の施設についても設置目的、管理形態、利用状況等を勘案して、利用者に対するサービス向上や経費の削減を図るため、指定管理者制度を活用する。(主な施設一覧: 別紙28P)							各施設所管課
24	施設の管理・業務の民間委託の推進	行政の責任領域、費用対効果、市民サービス等の内容を明確にし、施設の管理・業務全般について点検し、委託が可能なものについて検討する。(主な施設一覧: 別紙28P)							全課
25	学校給食センターの業務委託	管理、調理、配送等それぞれの業務内容について点検を行い段階的に業務委託を検討する。							学校給食センター
26	女性児童センターの管理委託	利用者やボランティアとの連携を図り、管理業務の委託を検討する。							女性児童センター
27	図書館の管理運営委託	管理運営業務の委託、又は、指定管理者制度の活用を図る。							図書館

推進項目	民間活力の導入
------	---------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
28	認定こども園制度の導入促進	新たな保育ニーズに対応するため、認定こども園制度の導入を促進する。							社会福祉課
29	北国博物館の管理委託	管理業務の委託、又は指定管理者制度の活用を図る。							北国博物館
30	下水処理場の民間委託	維持管理の効率化を図るためアウトソーシング(外部委託)、又は、指定管理者制度の活用を図る。							下水処理場
31	市民会館の民間委託	業務内容の総点検等により全ての業務について委託等の検討を行う。							産業振興課
32	風連地区スキー場の民間委託及び廃止	風連地区のスキー場については、業務委託(リフト運行、ヒュッテ管理、ゲレンデ整備)を行っているが、市内、近隣にも同様の施設があることから、利用状況を十分見極めながら、将来、廃止も視野に入れて検討する。							生涯学習課
33	風連地区除雪業務の民間委託	合併後における業務の一体性の視点から業務委託範囲の拡大について検討する。							維持管理センター
34	しらかばハイツの民営化	民間のノウハウを生かし経営等によるサービスの向上と、官民の役割を見直し社会福祉事業団への移行を検討する。							地域課題特命担当 しらかばハイツ
35	風連地区集会施設の地域による自主管理運営方式への移行	自主管理を基本として地域と協議をし、地域組織へ維持管理の委託を進める。							風連地区振興課 地域課題特命担当
36	風連海洋センター及び周辺体育施設の民間委託	施設の管理運営について指定管理者制度を活用する。							生涯学習課
37	公共サービス改革法による官民競争・民間競争入札の導入検討	行政が担う業務を抜本的に見直すためにも、制度導入に向けて調査研究を進める。							総務課 行財政改革担当
38	水道事業の業務委託	業務内容の総点検等を行い、業務委託範囲について検討する。							上下水道室

推進項目	職員給与等の見直し
------	-----------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
39	給与の見直し	平成19年1月1日から平成21年9月30日までの間、給料月額から4%を削減する。							総務課
		給与構造改革に伴う新給料表を導入する。							総務課
40	諸手当の見直し	平成19年1月1日から平成21年9月30日までの間、給料月額を基準とした各手当について4%の削減と期末・勤勉手当に係る役職加算について全て凍結する。							総務課
41	時間外勤務の縮減	職員の適正配置、業務の一層の効率化を図り、時間外勤務縮減の取組を図る。							総務課

事務事業の改善

推進項目 事務事業の見直し及び統廃合

番号	実施項目	実施内容	年次							担当課
			18	19	20	21	22	23		
42	事務事業の見直し・廃止・縮小の検討	現行の事務事業や合併時の事務事業調整項目、補助金、負担金、委託料等の項目を対象に、事務事業のコスト、成果を明確にし、「行政の関与の妥当性」「成果の達成状況」「廃止した場合の影響」など、様々な方面から検討を加え事務事業の見直し・廃止・縮小を実施する。								全課
43	窓口ワンストップサービスの検討	各種証明書の発行手続、公営住宅の入退去や上下水道の手続等を集約した窓口体制を構築し、市民サービスの向上を図る。								窓口所管課 情報システム課
44	施設カルテの作成	各公共施設の改修・更新・廃止の判断基準となる基礎資料として耐用年数、老朽度、利用状況や必要度など整理した施設カルテの作成をする。								総務課 施設所管課
45	広域行政の推進	地方自治体へのニーズの高度化、行政サービスの専門化や高度化が求められている。広域的な視点から連携・調整し継続して研究を進める。								全課
46	各種公共的団体等の統合	新市の速やかな一体性を確立するため、名寄、風連地域で共通している団体等について、それぞれの事情を尊重しながら統合又は再編するよう調整を図る。								各所管課

推進項目 各種協議会への参画及び負担金の見直し

番号	実施項目	実施内容	年次							担当課
			18	19	20	21	22	23		
47	各種協議会への参画及び負担金の見直し	加入している各種協議会や団体について、脱会も視野にいれ加入意義を検討するとともに、負担額についても再検討する。								全課

推進項目 ICTを活用した行政の推進

番号	実施項目	実施内容	年次							担当課
			18	19	20	21	22	23		
48	電子申請・届出の導入	将来的な電子申請・届出に対応するため、北海道が進めるHARP構想と連動し、市民がインターネット上で各種申請・届出ができるよう導入について推進する。								情報システム課

2 健全な財政運営

実施 一部実施 調査検討 継続

歳入の確保

推進項目	遊休財産の有効活用又は売却
------	---------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
49	伐期時期市有林の計画的売却	市場の動向を調査しながら伐期時期の市有林について計画的な売却を図る。							財政課 耕地林務課
50	遊休資産(未利用地)の処分及び活用	資産の有効活用を図るため、土地の積極的な売却や貸付を行うなど、適切な利用を推進する。							財政課
51	公共物等への有料広告の掲載	自主財源を確保するため、ポータルサイトや広報紙等への有料広告掲載基準を策定し、収入増加を図る。							企画課

推進項目	収納率の向上及び滞納整理
------	--------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
52	市税等、各種使用料等の徴収体制の強化	各歳入項目ごとに現年度と過年度の数値目標を設定した収納率向上対策計画をたて、負担の公平性の確保や納付意欲の向上、納めやすい環境づくりなどの検討を行い収納率向上を図る。							税務課 各所管課
53	市税等、各種使用料等納付方法の拡大	クレジットカードやコンビニ収納など新たな収納方法の拡大について検討する。							税務課 各所管課
54	悪質滞納者への対応強化	行政サービスの制限や財産の差押えの強化など、措置の基準を定めるなど対応強化について検討する。							税務課 各所管課
55	新たな税と適正な税負担のあり方の検討	新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、新税の導入や税負担のあり方を検討する。							税務課

推進項目	受益者負担の適正化
------	-----------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
56	無料施設有料化の検討	管理コストや利用実態等の検証し利用者負担のあり方を見直し、有料化への転換を図る。							各所管課
57	有料施設の使用料見直し	管理コストや利用実態等の検証し、減額及び免除の基準も含め、受益と負担の確保と他自治体との均衡を考慮し、利用者負担のあり方を見直し、適正な使用料への改定を図る。							各所管課
58	手数料の見直し	コスト等の状況を検証し、適正料金への見直しを図る。							各所管課

効果的な歳出の実行

推進項目	公債費等の適正化
------	----------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
59	公債費負担適正化計画の推進	公債費負担適正化計画に基づき、歳入の確保や歳出の削減を図り、実質公債費比率の引き下げを図る。							財政課

推進項目	補助金の見直し
------	---------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
60	補助金の終期の設定	全ての補助金について、補助期間の設定を行う。							全課
61	補助金の減額・廃止の検討	補助金の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を検証し、減額や廃止などによる整理合理化を図る。							全課
62	運営補助から事業補助への切替検討	補助金の使途の透明化を図るため、原則として運営補助から事業補助への切替を進める。							全課 財政課

推進項目	公営企業等の経営健全化
------	-------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
63	病院事業の経営健全化推進	経営の健全化を図るには極めて厳しい状況に直面している。市立病院のあり方、経営・運営形態等について検討し長期安定経営に向けた方向性を定める。							市立病院
64	水道事業の経営健全化推進	社会経済状況の変化や生活様式・形態の変化により水需要が減少している。このような状況を的確に対応し、将来にわたり安定的な経営基盤の強化を図る。							上下水道室
65	下水道事業の経営健全化推進	管網整備はほぼ終了していることから、今後、老朽管の補修や改修などの新たな施設整備が課題となる。投資の効率化や受益者負担のあり方、経費の縮減などを検討し経営改革を実行する。							上下水道室

推進項目	第3セクターの見直し
------	------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
66	(株)ふうれん望湖台振興公社の健全化 (株)名寄振興公社の健全化	行政施策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体のひとつとして重要な役割を担ってきました。指定管理者制度の導入により民間事業者の参入が可能となったことから、今後、必要性、市の関与の妥当性など多角的視点から整理・廃止も視野にいれ検討する。							産業振興課

3 市民と協働の行政運営

実施 一部実施 調査検討 継続

推進項目	自治基本条例(仮称)の策定
------	---------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
67	自治基本条例(仮称)の策定	地方分権のもと、自治を再定義するとともに、市民と行政が合意しておくべきことを定義する必要があることから自治基本(仮称)条例を策定する。							地域振興課

推進項目	自治組織の整備
------	---------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
68	地域自治区の整備	地域、市民の意見を行政に反映させるとともに、連携・強化を目的として地域自治区を整備する。							地域振興課
69	風連地区行政区制度の見直し	将来の形態について、十分協議を重ね効率的な活動が展開できるよう検討する。							風連地区振興課 地域課題特命担当

推進項目	市民参加による「まちづくり」の推進
------	-------------------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
70	ボランティア制度の導入検討	市民の行政参加の一環として、自主的で自発的な活動ができる制度の導入について検討する。							全課 総務課
71	市民団体(町内会含む)等及びNPOとの連携強化	市民団体や町内会、NPOなど諸団体と行政が役割や責任を分担し、協働・連携して、公共サービスの提供や地域課題を解決する協働のシステムを構築する。							地域振興課

推進項目	男女共同参画の推進
------	-----------

番号	実施項目	実施内容	18	19	20	21	22	23	担当課
72	市政への女性参加の推進	審議会や協議会等への女性登用の推進を図る。推進にあたっては全庁的に取組、委員選出の見直し女性枠の確保等実効性のある方法を検討する。							全課 企画課

数値目標の設定及び効果額

< 歳 出 >

数値目標設定項目	基準年度・基準値等	目標年度・目標値等	効果額(百万円)
民間活力の導入			
指定管理者制度の活用	平成 18 年度末で 25 施設導入済	平成 23 年度までに 5 施設について導入し、施設の利便向上・有効活用を図る(市民会館、南水泳プール、母子里牧場、北国雪国ふるさ交流館他 1)	1
施設の管理・業務の民間委託の推進			
学校給食センター業務		平成 21 年度から配送業務全面委託	
しらかばハイツ民営化		平成 20 年度から実施	188
認定こども園制度導入		平成 20 年度から実施	18
下水処理場業務		平成 18 年度から検討	
風連地区除雪業務	一部実施	平成 19 年度から検討	
女性児童センター管理業務		平成 19 年度から検討	
図書館管理運営業務		平成 19 年度から検討	
北国博物館管理業務		平成 19 年度から検討	
風連地区スキー場管理運営業務		平成 19 年度から検討	
風連海洋センター及び周辺体育施設管理運営業務		平成 19 年度から検討	
水道業務業務		平成 21 年度から検討	
公共サービス改革法による官民競争・民間競争入札の導入検討(市場化テスト)	制度導入にむけ平成 19 年度から調査検討を行なう		
定員適正化			
職員定員適正化計画	平成 18 年 4 月 1 日 552 人	平成 23 年度 497 人	1,250
職員給与等の見直し			
給与の見直し	平成 19 年 1 月から平成 21 年 9 月まで給与 4 %を削減する		373
諸手当の見直し	平成 19 年 1 月から平成 21 年 9 月までの間給料月額を基準とした各手当の 4 %削減と期末・勤勉手当の役職加算を全て凍結する		116
時間外勤務の縮減	職員の労働安全上、現行の 3.5 %を超えないよう代休等を効果的に取得し、時間外手当の縮減に務める		

< 歳 出 >

数値目標設定項目	基準年度・基準値等	目標年度・目標値等	効果額(百万円)
事務事業の見直し及び統廃合			
事務事業の見直し・廃止・縮小	平成 19 年度、給食センター統合等 5 事業の見直す		60
	合併後 3 年目にあたる平成 20 年度から見直し、平成 21 年度から段階的に実施		
窓口ワンストップサービスの検討	戸籍事務の電算化が終了する平成 20 年度までに実施を検討	平成 21 年度から導入を目指す	
各種公共的団体等の統合	商工会議所(商工会)、NPO 観光協会、体育協会、文化協会など公共的団体等の統合、再編を平成 23 年度までに目指す		
各種協議会への参画及び負担金の見直し			
各種協議会への参画及び負担金の見直し	平成 19 年度、各種共催行事負担金等 5 負担金を見直す		5
	平成 20 年から全面的な見直しを行い、21 年度から実施		
公債費等の適正化			
公債費負担適正化計画の推進	5 %以上の政府資金の借換を平成 19 年度から 21 年度まで実施		
補助金の見直し			
補助金の減額・廃止の検討	平成 18 年度、高齢者交通費助成補助金等 8 補助金見直し		60
	平成 19 年度、福利厚生会補助金等 18 補助金見直す		30
	合併を円滑に推進するため、事務事業の見直しと連動して、負担金を含めて平成 20 年度から全面的な見直しを行い、21 年度から実施		

< 歳 入 >

数値目標設定項目	基準年度・基準値等	目標年度・目標値等	効果額(百万円)
遊休財産の有効活用又は売却			
遊休資産(未利用地)の処分及び活用	平成 18 年度、遊休市有地売却 (680 m ² 6,245 千円)		6
	平成 23 年度までに計画的な売却を実施		
公共物等への有料広告の掲載		広報・ホームページへの掲載	1
収納率の向上及び滞納整理			
市税等、各種使用料等の徴収体制の強化	固定資産税(現年) 18 年度見込み ~ 98.1%	平成 19 年度 ~ 23 年度 98.1% ~ 98.5%	11
	国保税 18 年度見込み ~ 94.1%	平成 19 年度 ~ 23 年度 94.1% ~ 95.5%	
悪質滞納者への対応強化	17 市民税 31 百万円 末 固定資産税 79 百万円 滞納 国保税 167 百万円 繰越 保育料 16 百万円 額 住宅使用料 9 百万円	平成 23 年度まで、各種滞納整理強化対策の実施、徴収体制の強化	
新たな税と適正な税負担のあり方の検討	平成 19 年度、風連地区の都市計画税課税		50
	税制改正に伴う適正な税負担のあり方を検討		
受益者負担の適正化			
無料施設有料化の検討	市営プール、ジャンプ台、女性児童センター等の公共施設の有料化を平成 20 年度までに検討し、平成 21 年度以降段階的に実施		
有料施設の使用料見直し	上水道使用料	平成 19 年度に改定幅を 5 % ~ 10 % で検討する	
	下水道使用料		
	個別排水使用料		
	保育料	合併協定に基づき、旧風連町保育料を平成 21 年度以降段階的に見直す	20
適正な受益と負担のあり方を検討	随時		

数値目標の年度別効果額

< 歳 出 >

(単位：百万円)

数値目標設定項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	効果額計
民間委託の推進							
指定管理者制度の活用							
市民会館						(1)	(1)
南水泳プール							
母子里牧場							
北国雪国ふるさと交流館							
風連地区集会施設							
施設の管理・業務の民間委託の推進							
学校給食センター業務							
しらかばハイツ民営化			(47)	(47)	(47)	(47)	(188)
認定こども園制度導入						(18)	(18)
下水処理場業務							
風連地区除雪業務							
女性児童センター管理業務							
図書館管理運営業務							
北国博物館管理業務							
風連地区ｽｷｰ場管理運営業務							
風連海洋センター及び周辺体育施設管理運営業務							
水道事業業務							
公共サービス改革法による官民競争・民間競争入札の導入検討(市場化テスト)							
小 計			47	47	47	66	207
定員適正化							
職員定員適正化計画	46	120	136	226	326	396	1,250

< 歳 出 >

数値目標設定項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	効果額計
職員給与等の見直し							
給与の見直し	34	135	135	69			373
諸手当の見直し	16	29	29	20	11	11	116
時間外勤務の縮減							
事務事業の見直し及び統廃合							
事務事業の見直し・廃止・縮小		12	12	12	12	12	60
窓口ワンストップサービスの検討							
各種公共的団体等の統合							
各種協議会への参画及び負担金の見直し							
各種協議会への参画及び負担金の見直し		1	1	1	1	1	5
公債費等適正化							
公債費負担適正化計画の推進							
補助金の見直し							
補助金の減額・廃止の検討	10	16	16	16	16	16	90
歳出効果額小計							2,101

< 歳 入 >

(単位：百万円)

数値目標設定項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	効果額計
遊休財産の有効活用又は売却							
遊休資産(未利用地)の処分及び活用	6						6
公共物等への有料広告の掲載							1
収納率の向上及び滞納整理							
市税等各種使用料等の徴収体制の強化			2	3	5	8	18
(固定資産税) (国保税)			(1) (1)	(2) (1)	(3) (2)	(5) (3)	(11) (7)
悪質滞納者への対応強化							
新たな税と適正な税負担のあり方の検討		10	10	10	10	10	50
受益者負担の適正化							
無料施設有料化の検討							
有料施設の使用料見直し				4	7	9	20
(上水道使用料) (下水道使用料) (個別排水使用料) (保育料)				(4)	(7)	(9)	(20)
歳入効果額小計							95
効果額合計							2,196

(別紙)

主な施設一覧

施設名	担当課	施設名	担当課
(名寄地区)		(風連地区)	
保健センター	保健センター	一般廃棄物最終処分場	生活環境課
総合療育センター	社会福祉課	歴史民俗資料館	北国博物館
第1老人クラブ	高齢福祉課	陶芸センター	生涯学習課
第2老人クラブ	高齢福祉課	図書館風連分館	図書館
第3老人クラブ	高齢福祉課	児童会館	生涯学習課
生きがいホビーセンター	高齢福祉課	福祉センター	生涯学習課
一般廃棄物埋立処分場	生活環境課	農村環境改善センター	生涯学習課
市民文化センター	生涯学習課	球場	生涯学習課
プラネタリウム館	プラネタリウム館	農業振興センター	農務課
木原天文台	木原天文台	農畜産物加工施設(グリーンハウス)	農務課
浄水場	浄水場	浄水場	浄水場
農産物簡易加工施設(あぐりん館)	農務課	日進地区浄水場	浄水場
南水泳プール	生涯学習課	浄水管理センター(下水処理場)	処理場
北国雪国ふるさと交流館	総務課	母子里牧場	農務課